



大分県最低賃金 **954 円**

1月有効求人倍率 **1.36 倍**

相談専用ダイヤル **0120-601-540**

携帯・スマホから **097-532-3040**



賃金引上げに向けた取組をテーマに「大分県政労使会議」(地方版政労使会議)を開催しました!



持続的な賃上げの実現に向けた共同宣言

昨年の春季労使交渉では、賃上げ率は全国平均で5%を超え、33年ぶりの高水準となるなど、成長と分配の好循環は動き出している。この流れを継続・拡大し、物価上昇に負けない賃上げを定着させることが重要である。

特に、賃上げの流れを中小企業・小規模事業者に波及させる必要があるが、そのためには、労務費を含めた適切な価格転嫁や生産性向上等による経営基盤の強化が不可欠である。

大分県政労使会議は、こうした認識を共有し、大分県経済の好循環と県民生活の向上のため、次に掲げる事項に各構成員が相互に連携・協力して取り組むことを宣言する。

記

- 1 物価上昇に負けない構造的な賃上げ
- 2 労務費を含めた適切な価格転嫁の円滑化
- 3 省力化・デジタル化等を通じた生産性の向上
- 4 中小企業等の経営基盤の強化・成長の支援
- 5 賃金上昇と物価上昇に対する県民・事業者の理解促進

令和7年1月31日
大分県政労使会議

大分県	知事	佐藤樹一郎
大分県経営者協会	会長	杉原 正晴
大分県商工会議所連合会	会長	吉村 恭彰
大分県商工会連合会	会長	首藤 文彦
大分県中小企業団体中央会	会長	安部 省祐
大分経済同友会	代表幹事	後藤宣一郎
日本労働組合総連合会大分県連合会	会長	石本 健二
一般社団法人大分県銀行協会	会長	高橋 晴英
経済産業省九州経済産業局	局長	星野 光明
厚生労働省大分労働局	局長	佐藤 広道

令和7年1月31日(金)、大分県と大分労働局は、生産性の向上や適正な価格転嫁等を通じた賃金引上げの機運を醸成するため、「大分県政労使会議」(地方版政労使会議)を開催しました。

会議には、佐藤樹一郎大分県知事を始めとした行政関係者と労使の代表者(連合大分、県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、大分経済同友会、県銀行協会)11人が出席して意見交換を行い、最後に、「物価上昇に負けない構造的な賃上げ」「労務費を含めた適切な価格転嫁の円滑化」「省力化・デジタル化等を通じた生産性の向上」「中小企業等の経営基盤の強化・成長の支援」「賃金上昇と物価上昇に対する県民・事業者の理解促進」について、相互に連携・協力して取り組むこととする共同宣言を行いました。

「令和6年度労働講座」を開催しました

県では、3月18日(火)に「令和6年度労働講座」を会場(大分市ソレイユ)及びオンラインの併用方式により開催し、合わせて約110名の方が受講しました。

今回の労働講座では「弁護士がわかりやすく解説 これだけは知っておきたい労働法の重要ポイント」と題し、内田・阿部法律事務所弁護士 阿部 貴史氏に労働時間や賃金等にかかる労働法の重要ポイントについて分かりやすくご講演いただきました。



講演の様子

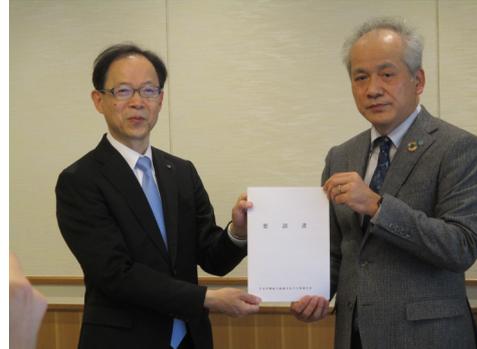
目次	<ul style="list-style-type: none"> ●P4 「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」の創設について ●P5 主要労働経済指標 協会けんぽ大分支部の保険料率が変わります ●P6 令和6年労働組合基礎調査結果 春季年次有給休暇取得促進 ●P7 労政・相談情報センターからのお知らせ ●P8 労委だより
<ul style="list-style-type: none"> ●P1 大分県政労使会議 開催 令和6年度労働講座 開催 ●P2 連合大分、政策・制度について大分県へ要請行動 令和7年度前期技能検定が実施されます 企業による奨学金返還支援制度 ご案内 ●P3 若年技能者育成の企業・団体を応援します おおいた働きたい女性応援サイト 	 大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

連合大分、政策・制度について大分県へ要請行動

令和7年2月26日（水）、連合大分の石本健二会長が、大分県庁に佐藤樹一郎知事を訪ね、大分県に対し、政策・制度の要請を行いました。

石本会長はあいさつの中で「昨年33年ぶりとなる全国平均で5%を上回る賃上げ、さらに大分では約6%の賃上げが行われた。一方で大手と中小との格差が広がるといった課題も生じている。連合大分は春闘のメインスローガン、『みんなでつくろう賃上げが当たり前の社会』を掲げ、1月に行われた大分県政労使会議での確認に基づいて、みんなで賃上げが当たり前の社会を作っていきたい。本日の要請では、県内経済の好循環、そして県外への人材流出

防止の観点で、前向きな回答をいただきたい」と述べ、佐藤知事に対し、6項目からなる要請書を手渡しました。



（左）佐藤樹一郎大分県知事 （右）石本健二連合大分会長

令和7年度前期技能検定が実施されます

技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度」です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」を名乗ることができます。

令和7年度の前期技能検定が下記のとおり実施されます

〈受検申請受付期間〉令和7年4月7日（月）から4月18日（金）まで

〈受検申請書について〉大分県職業能力開発協会において配布します。

（大分市大字下宗方字古川1035-1）

※実施職種・受検料等詳細は大分県職業能力開発協会のHPをご覧ください。

HPアドレス <https://www.noukai-oita.com/>



お問合せ

大分県職業能力開発協会 TEL097-542-3651
大分県商工観光労働部 産業人材政策課 TEL097-506-3330

企業による奨学金返還支援（代理返還）制度のご案内

独立行政法人日本学生支援機構では、同機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた社員に対し、企業が返還金額の一部または全額を代理で直接返還できる制度を導入しています。

企業は代理返還金を給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ますので、優秀な人材の確保・定着に向けて、ぜひ本制度の活用をご検討ください。

詳細は、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>または⇒



お問い合わせ

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係 TEL03-6743-6029

若年技能者の育成に力を入れている企業・団体を応援します！

本県経済の成長を支える重要な存在である中小企業の持続的な発展のためには、若年従事者の育成による生産性向上と技能・技術の継承を図っていくことが極めて重要です。

そこで、優秀な技能者の育成と技能の継承に積極的に取り組む企業を大分県が支援します。

(1) 【若年技能者育成企業支援事業費補助金】

従業員の技能検定受検に要する経費の一部を県が補助します！

- 対象者 大分県内の中小企業者
- 補助条件 技能士資格について月額1,000円以上の資格手当を設けている又は新設すること
- 対象経費 **令和7年度前期**技能検定受検に要する費用
(受検料、講座受講料、教材費、材料費等)
- 補助内容 補助率 上記対象経費の2分の1
補助限度額 1人あたり 5万円
1企業あたり 50万円(10人分)
- ※予算に達し次第終了となります
- 申請期限 令和7年4月30日(水) 必着

(2) 【大分県技能人材育成表彰】

優秀な技能者の育成と技能の継承に取り組む中小企業等を表彰します！

- 対象者 大分県内の中小企業者・企業組合・協業組合
- 要件 県内での直近の事業実績が5年以上あり、技能者の人材育成に積極的に取り組んでいること等
- 応募期限 令和7年7月31日(木)

※補助金・表彰の詳細は大分県ホームページでご確認ください。(「大分 技能人材育成」で **検索**)

お問合せ

大分県商工観光労働部 産業人材政策課 TEL 097-506-3330

おおいた働きたい女性応援サイト



「おおいた働きたい女性応援サイト」では、県内の働きたい女性に向けて、女性の就労を支援するセミナーや企業説明会、女性が働きやすい環境を整えている県内企業などの情報をお届けしています。

雇用労働室	就業支援（企業の紹介や自営型テレワーカーの養成）
大分労働局	職業相談・紹介・斡旋
アイネス	女性活動支援（キャリアアップセミナー、交流会など）

大分県と大分労働局などが協力して、働きたい女性の就業をサポートします。

メルマガ登録のご案内

女性と企業それぞれに向けて、サイトの新着情報などをお届けするメールマガジンの配信を行っています。

登録はこちらから

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/3471018127182810876/door>



お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働室 雇用推進班 Tel 097-506-3327 Fax 097-506-1756

令和7年4月1日施行

「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」の創設について

雇用保険法の改正に伴い、育児や仕事の両立を支援し、出生後の子育てに関する環境整備を目的とした「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」があらたに創設され、令和7年4月1日より施行されます。

出生後休業支援給付金

1 支給要件 被保険者が次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

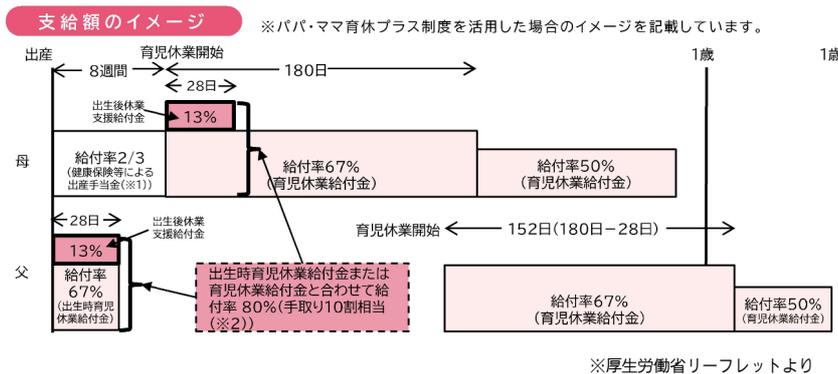
- ① 対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと
- ② 配偶者が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること

※対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

2 支給額

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数（28日が上限）} \times 13\%$$



両親とも一定期間育児休業を取得することで、育児休業給付金や出生時育児休業給付金の67%に、出生後休業支援金13%上乘せ分を合わせると**給付率80%となり、手取収入の10割相当となります。**
 なお、配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合等には、配偶者の育児休業の取得を求めずに支給されます。

育児時短就業給付金

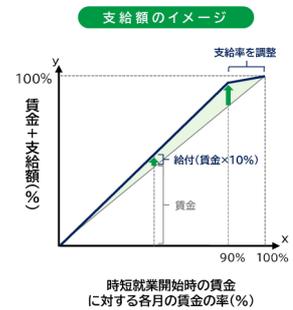
1 支給要件 次の①および②の要件を満たした場合に、「育児時短就業給付金」を支給します。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

※その他支給月にかかる要件があります。

2 支給額

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額
 ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整



制度の詳細については、厚生労働省HPにて確認ください。

○育児休業等給付について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html

※お問合せは、事業所の所在地を管轄するハローワークへ



お問合せ

●ハローワーク

(大分) 097-538-8609 (OASISひろば21職業相談窓口) 097-538-8622

(別府) 0977-23-8609 (中津) 0979-24-8609 (日田) 0973-22-8609

(佐伯) 0972-24-8609 (宇佐) 0978-32-8609 (豊後大野) 0974-22-8609

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
令和3年平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6
4年平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
5年平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6
令和6年8月	327,096	289,504	315,918	269,551	11,178	19,953	138.3	137.1	127.5	128.1	10.8	9.0
9月	326,714	275,884	316,549	272,795	10,165	3,089	139.5	143.9	128.0	133.1	11.5	10.8
10月	328,293	277,657	319,057	275,544	9,236	2,113	146.7	151.6	134.5	140.2	12.2	11.4
11月	344,743	307,039	319,881	276,203	24,862	30,836	146.4	148.7	134.3	138.0	12.1	10.7
12月	741,317	593,339	319,913	274,492	421,404	318,847	142.2	143.7	130.5	133.3	11.7	10.4
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く、パート含む)				消費者物価指数(総合)R2年=100		鉱工業生産指数(季調済)R2年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分市
令和3年平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	105.4	103.8	309,469		289,318	
4年平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4	320,627		327,046	
5年平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	111.8	318,755		331,993	
令和6年8月	2.32	2.36	1.23	1.35	109.1	107.9	99.7	94.8	318,764		262,226	
9月	2.22	1.93	1.24	1.34	108.9	107.5	101.3	100.8	308,417		451,795	
10月	2.24	2.10	1.25	1.38	109.5	108.1	104.1	106.8	327,613		336,146	
11月	2.25	2.09	1.25	1.37	110.0	108.4	101.8	102.6	316,535		253,007	
12月	2.26	2.16	1.25	1.41	110.7	109.0	101.6	102.1	379,200		306,463	
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」			

(注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値

協会けんぽ大分支部の保険料率のお知らせ

健康保険料率

10.25%

10.25%

全国で
8番目の
高さ

介護保険料率

1.60%

1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
 ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
 ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
 ※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。



(詳しくはこちら)

協会けんぽの保険料率は、各都道府県の医療費水準に基づいて決定されます

皆さまの取り組みが
保険料率上昇を抑える
大きな力になります

- 1年に1回 健診を受けていただくこと
 - 特定保健指導の利用や 医療機関の早期受診で 疾病の重症化を防ぐこと
 - 事業所を挙げての 健康づくり(健康宣言)
- などに取り組んでいただくことで、大分支部の医療費の伸びが抑えられ、皆さまの保険料の負担を軽減することにつながります。



さらに協会けんぽでは、皆さまの健康づくりの取り組みを保険料率に反映する「インセンティブ制度」を導入しています。保険料率の上昇抑制に向け、取り組みへのご協力をお願いします。

協会けんぽ大分 インセンティブ制度

全国健康保険協会 大分支部
協会けんぽ

〒870-8570 大分市金池南1-5-1 ホルトホール大分(MNCタウン2階)
TEL 097-573-5630

退職金 社長の決断、応援します。

中退共の退職金制度なら

- 安心 ● 確実な退職金支払 ● 安心の資産運用
- 有利 ● 掛金の一部を国が助成 ● 掛金は全額非課税
- 簡単 ● 外部積立型で管理が簡単 ● 退職金試算額もお知らせ

パート・タイマーさんや 家族従業員も加入できます

詳しくはこちら

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

オオイト

カテテ!

大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信しているサイトです!

▶▶<https://oita-katete.pref.oita.jp/>

令和6年労働組合基礎調査結果のお知らせ

厚生労働省では、我が国におけるすべての労働組合を対象として、毎年6月30日現在の労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等を調査する「労働組合基礎調査」を実施しています。

この調査結果を用いて、県が独自に集計した本県の労働組合の概要についてお知らせします。

◎労働組合数について

労働組合数は439組合で、前年に比べ、1組合減少しました。

◎労働組合員数・推定組織率について

非単位等※を含む労働組合員数は、72,172人と前年に比べ、1,119人減少しました。

推定組織率は14.2%で、前年に比べ、0.2ポイント低下しました。

産業別の労働組合員数（非単位等を含まない）は、製造業が最も多く18,239人（構成比28.1%）、次いで公務（他に分類されるものを除く）11,108人（構成比17.1%）、卸売業、小売業5,569人（構成比8.6%）の順となっています。

労働組合員数のうちパートタイム労働者（非単位等を含む）は7,099人で、前年に比べ、9人増加しました。全労働組合員数（72,172人）に占める割合は9.8%で、前年に比べ、0.1ポイント増加しました。

大分県内の労働組合数、労働組合員数、推定組織率

年	組合数	増減	組合員数(非単位等を含まない)			組合員数(非単位等を含む)			推定組織率 (全国)
			増減	推定組織率	増減	推定組織率			
令和2年	459	△17	69,922	△742	14.1%	76,944	344	15.5%	17.1%
3年	455	△4	68,796	△1,126	13.7%	76,043	△901	15.2%	16.9%
4年	445	△10	67,654	△1,142	13.3%	75,073	△970	14.8%	16.5%
5年	440	△5	66,095	△1,559	13.0%	73,291	△1,782	14.4%	16.3%
6年	439	△1	64,939	△1,156	12.8%	72,172	△1,119	14.2%	16.1%

※非単位等：非単位労働組合及び非独立組合員をいう。

非単位労働組合 本調査の労働組合の定義(自ら規約を有し、独自の意思決定をなし、かつ、これを執行する機関及び会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行ないえる体制が備わっているもの)には該当しないが、これに準ずる組織

非独立組合員 [本部一分会]等の構成をもつ労働組合で、分会等に属さず、直接、本部や連合扱組合などの上部組合に属している組合員

※推定組織率：雇用労働者数に占める労働組合員数の割合。経済センサスと毎月勤労統計調査の結果から推計。

詳細は、大分県HP「おおいたの労働」⇒「統計・調査」をご覧ください。

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班 Tel 097-506-3353

春季における年次有給休暇の取得促進について

厚生労働省では、春季における年次有給休暇の取得を促進しています。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりには、計画的な業務運営や休暇の分散化につながる年次有給休暇の計画的付与制度の導入や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇の活用などが効果的です。

年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう。



年次有給休暇
取得促進
特設サイト



大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（4月～5月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談	<p>労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 月～金曜日 8:30～17:15 土日祝日と12/29から1/3はお休みです。 相談は来所又は電話によります。</p>
出張労働相談	<p>月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 4月17日(木) コンパルホール 310会議室(大分市) 受付 13:00～16:00(相談は16:30まで) 5月15日(木) 佐伯市役所 6階第2委員会室(佐伯市) 受付 13:30～15:30(相談は16:00まで)</p>
メール相談	<p>来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html</p>
<p>年度当初の労働お悩み集中相談会</p> <p>4月11日(金)～13日(日) 金曜日夜間、土日の相談会です</p>	<p>4月は新年度を迎え、解雇や退職強要、契約更新、新たな労働契約の締結や異動による人間関係の変化やハラスメントに関する事など、相談が増える時期となります。 センターが開所している平日の昼間に勤務し、相談できない労働者の方へ開所時間を拡大して相談会を実施いたします。 労働関係の悩みを抱えている方は、一人で悩まずご相談ください。 4月11日(金) 8:30～20:00 4月12日(土)・13日(日) 9:00～18:00 会場：大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内) 電話相談も可能です。</p>
<p>働き方のトラブル集中労働相談会</p> <p>5月9日(金)～11日(日) 金曜日夜間、土日の相談会です</p>	<p>日常の仕事の中で、労働のトラブルに悩んでいませんか。 新年度を迎えてから1か月が経過し、新たな労働契約の締結や異動による人間関係の変化、年度当初の残業の増加など、ゴールデンウィーク明けは相談が増える時期です。 職場で困ったことがあったら、一人で悩まずご相談ください。 5月9日(金) 8:30～20:00 5月10日(土)・11日(日) 9:00～18:00 会場：大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内) 電話相談も可能です。</p>

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内)
TEL097-532-3040

◇◆労委だより◆◇

令和7年1月～2月の概況等

(大分県労働委員会)

(1) 取扱件数 (令和7年1月～2月)

◎労働争議の調整

種別	新規 A	12月から繰越 B	終結 C	3月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	0	0	0	0

(2) 令和6年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況

令和6年は、①不当労働行為事件の取扱いはありませんでした。

②労働争議の調整は、3件の取扱いがあり、1件が解決、2件が打切りで終結となっています。

③個別労働関係紛争のあっせんは、1件の取扱いがあり、解決で終結となっています。

詳細については下記リンクにてご覧ください。

URL : <https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/osirase.html>



(3) 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施状況

大分県労働委員会では、労働委員会制度の周知を図るため、2月第1週(1日～7日)を「悩まず どんとこい労働相談週間」として、夜間、土日を含めた集中労働相談会を実施しました。期間中は、21人(労働者19人、使用者2人)の方から、31件のご相談をいただきました。相談内容の上位項目は、「セクハラ・パワハラ」「賃金未払」となっています。

(4) 大分県労働委員会の「あっせん制度」

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように主張や証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

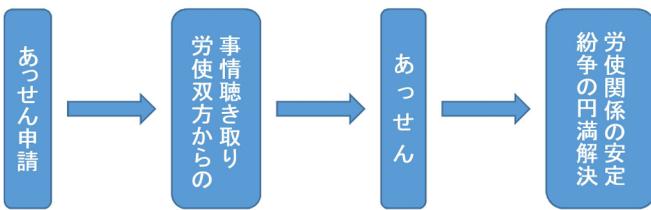
※あっせん員…労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。

●「あっせんの特徴」をご説明します。

- ①申請からあっせん開始に至るまでの**手続費用は無料**です。
- ②原則1日(申請日～あっせん実施日までの期間は除く)で終了しますので、**短期間での解決が可能**です。
- ③希望がある場合は、相手方と顔を合わせずに**実施することも可能**です。
- ④非公開での実施ですので、**あっせんの情報が外部に漏れることはありません**。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを開始できないこともあります。

あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問い合わせください。(平日9時から17時まで労働相談をお受けしています。)



〈お問合せ・ご相談先〉

大分県労働委員会事務局

097-536-3650 (相談ダイヤル) 097-506-5241

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (県庁舎本館3階)

URL : <https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/>



「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail : a14330@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooota-0000.html>

おおいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>